

第 115 回 定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

第 114 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）

事業報告

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社 樺本チエイン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I . 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「サステナビリティ委員会」統括のもと複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。

- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘

する。

- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制の整備状況

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の総務担当執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

全社的なリスク管理のため、「サステナビリティ委員会」統括のもと、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生、コンプライアンス・危機管理等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。また、自然災害や重大事故などの不測の事態に備えるためのマニュアル等を整備し、初動対応力の強化に努めています。

当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と隨時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,076	13,573	174,799	△4,171	201,279
当期変動額					
剰余金の配当			△4,767		△4,767
親会社株主に帰属する当期純利益			18,551		18,551
土地再評価差額金の取崩			△17		△17
自己株式の取得				△4,554	△4,554
自己株式の処分		4		52	56
自己株式の消却		△993	△3,279	4,273	—
株式交換による増加		△0		23	23
連結子会社株式の取得による持分の増減		△3			△3
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△1		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△991	10,485	△203	9,289
当期末残高	17,076	12,582	185,285	△4,375	210,568

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,941	△59	△10,614	19,946	△95	23,119	2,184	226,582
当期変動額								
剩余金の配当								△4,767
親会社株主に帰属 する当期純利益								18,551
土地再評価差 額金の取崩								△17
自己株式の取得								△4,554
自己株式の処分								56
自己株式の消却								—
株式交換による増加								23
連結子会社株 式の取得による 持分の増減								△3
利益剰余金から 資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	11,725	△2	17	12,045	927	24,712	△25	24,687
当期変動額合計	11,725	△2	17	12,045	927	24,712	△25	33,977
当期末残高	25,667	△61	△10,597	31,991	831	47,831	2,159	260,559

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 65社

主要な連結子会社の名称 株式会社椿本バルクシステム
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.

このうち、U.S. TSUBAKI MATERIAL HANDLING, LLCについては新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であったTSUBAKI MOTION CONTROL (THAILAND) CO., LTD.はTSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.を存続会社とする吸收合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED
椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する関連会社の数 2社

会社の名称 天津椿本輸送機械有限公司
Kabelschlepp Sp. z o.o.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED
椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

持分法を適用しない関連会社

主要な会社の名称 新興製機株式会社

持分法の適用を除外した理由 持分法非適用の非連結子会社および関連会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として先入先出法、個別法および移動平均法に基づく原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しておりますが、一部の海外連結子会社では低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社および国内連結子会社が所有しております建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。
- ⑥ 株主優待引当金 株主優待制度に係る支出に備えるため翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生連結会計年度に全額費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

同一国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a) 当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社グループが顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社グループの進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 為替予約等取引
 - ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用してあります。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額が少額のものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、営業外費用の総額の100分の10以上となったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除売却損」は88百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり認識された収益 26,368百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

マテハン事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約等については、当連結会計年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しております。

進捗度は工事原価総額に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

工事原価総額は案件ごとに工事管理部署で承認された実行予算を使用して見積っております。

実行予算は工事期間中の材料費、外注費の外部からの見積り情報や作業工数の詳細な積み上げに対して社内で承認された予定単価等を加味した労務費等に基づき算定しております。

工事原価総額の見積りは、施工の遅延や当初想定していなかった事象の発生等による状況変化に伴い、見直しの必要性が生じことがあります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工期は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における契約変更、施工の遅延等により工事原価総額の見積りに変動が生じる場合があり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす場合があります。

2. 顧客関連資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産 4,536百万円 減損損失 一百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類において、無形固定資産の「その他」に含めて表示している顧客関連資産は、連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.がCentral Conveyor Company, LLCの全株式を取得した際に発生したものであります。顧客関連資産を含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産グループの帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。

当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判断しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づき見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積における主要な仮定は、市場環境の予測に基づいた事業計画に含まれる売上高および成長率であります。事業計画は、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積りの前提となった条件や仮定に見直しが必要となつた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 213,204百万円

2. (1) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司	406百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
従業員	7百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(2名)
合計	413百万円	

(2) 電子記録債権割引高 2百万円

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年

度末における時価と再評価後の帳簿

価額との差額（時価が帳簿価額を下

回る金額） 5,600百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
兵庫県加東市	研修所	建物等
米国 ミシガン州	その他	商標権

(2) 減損損失を認識するに至った経緯と金額

研修所の閉鎖に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上したものです。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

建物及び構築物	94 百万円
土地	29 百万円
工具、器具及び備品	0 百万円
合計	124 百万円

米国の連結子会社であるCentral Conveyor Company, LLCの取得時に計上した商標権について、マーケットの構造が変化したことなどにより、当初見込んでいた収支計画を下回って推移していることから、今後の計画の見直しを行いました。その結果、商標権の公正価値が帳簿価額を下回ったため、買収時に発生した商標権について、帳簿価額を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、公正価値は市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づくロイヤリティ免除法により算出しております。

商標権	469 百万円
合計	469 百万円

(3)資産のグルーピングの方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	37,081,393株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,592	70.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,174	60.00	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次とおり提案いたします。

① 配当金の総額	3,585百万円
② 1株当たり配当額	100.00円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに営業外電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。社債および借入金の用途は運転資金および設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は為替予約等取引であり、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,059百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	44,720	44,720	—
資産計	44,720	44,720	—
社債	15,000	15,212	△212
長期借入金(*2)	9,529	9,503	26
負債計	24,529	24,715	△186
デリバティブ取引(*3)	(267)	(267)	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「営業外電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引で生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	44,116	—	—	44,116
資産計	44,116	—	—	44,116
デリバティブ取引				
通貨関連	—	267	—	267
負債計	—	267	—	267

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	603	—	603
資産計	—	603	—	603
社債	—	15,212	—	15,212
長期借入金	—	9,503	—	9,503
負債計	—	24,715	—	24,715

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。譲渡性預金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別の収益の分解と報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	チェーン	モーション コント ロール	モビリ ティ	マテハン	計		
地域別							
日本	30,818	14,812	19,343	25,468	90,442	2,740	93,183
米州	36,255	2,144	25,499	25,287	89,187	—	89,187
欧州	14,206	580	6,379	11,150	32,317	—	32,317
環インド洋	6,960	1,449	11,792	1,255	21,457	1	21,458
中国	2,742	2,341	12,386	1,853	19,323	—	19,323
韓国・台湾	1,224	690	9,203	223	11,342	—	11,342
合計	92,208	22,018	84,604	65,240	264,070	2,741	266,812

2. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	44,026	42,819
契約資産	4,691	4,275
契約負債	3,205	4,009

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は2,566百万円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,207円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 511円65銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得および消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、株主還元の充実および資本効率の向上を図るため。なお、中長期的な株主価値の向上のため、取得した自己株式は全株を消却いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	1,800,000株（上限）※
(3)株式取得価額の総額	100億円（上限）
(4)取得期間	2024年6月3日～2025年3月31日

※「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更」の効力発生日（2024年10月1日）の後、(2)取得し得る株式の総数は5,400,000株が上限となります。

3. 消却に係る事項の内容

(1)消却する株式の種類	当社普通株式
(2)消却する株式の総数	上記2.により取得した自己株式の全数
(3)消却予定日	2025年3月31日

(投資有価証券の売却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議しました。

投資有価証券売却の内容

(1)売却株式	上場有価証券3銘柄
(2)投資有価証券売却益の発生時期	2024年度中（予定）
(3)投資有価証券売却益	約60億円（見込） 投資有価証券売却益は、現在の当該有価証券の株価等から算出した見込額であり、変動する場合があります。
(4)売却目的	資本コストと株価を意識した経営への対応方策の一つとして、政策保有株式の縮減に関する取り組みを進めるため。

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割により、投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	37,081,393株
今回の分割により増加する株式数	74,162,786株
株式分割後の発行済株式総数	111,244,179株
株式分割後の発行可能株式総数	179,400,000株

③ 分割の日程

基準日公告日（予定）	2024年9月13日
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年10月1日

2. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,402円41銭
1株当たり当期純利益	170円55銭
1株当たり年間配当金	53円33銭

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5,980万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>17,940万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2024年5月14日
効力発生日	2024年10月1日

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本											自己 株式	株主 資本 合計		
	資本剰余金			利益剰余金											
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	17,076	12,671	990	13,661	3,376	8,526	—	81,905	16,264	110,072	△4,171	136,639			
当期変動額															
剰余金の配当				—						△4,766	△4,766		△4,766		
当期純利益				—						10,191	10,191		10,191		
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△12				12	—		—		
特定株式取得積立金の積立				—			104			△104	—		—		
土地再評価差額金の取崩				—						△17	△17		△17		
自己株式の取得				—							—	△4,554	△4,554		
自己株式の処分			4	4							—	52	56		
自己株式の消却			△993	△993						△3,279	△3,279	4,273	—		
株式交換による增加			△0	△0							—	23	23		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	—	—	△990	△990	—	△12	104	—	2,035	2,127	△203	933			
当期末残高	17,076	12,671	—	12,671	3,376	8,513	104	81,905	18,300	112,200	△4,375	137,573			

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,774	△59	△10,614	3,100	139,739
当期変動額					
剰余金の配当					△4,766
当期純利益					10,191
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特定株式取得積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					△17
自己株式の取得					△4,554
自己株式の処分					56
自己株式の消却					—
株式交換による增加					23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,541	△3	17	11,555	11,555
当期変動額合計	11,541	△3	17	11,555	12,489
当期末残高	25,316	△63	△10,597	14,655	152,228

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

① 製品(仕入製品を除く)・仕掛品 … 主として移動平均法および個別法（チェーン事業部門、モーションコントロール事業部門およびモビリティ事業部門のうち個別受注生産品、マテハン事業部門）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 製品(仕入製品)・原材料・貯蔵品 … 主として先入先出法および移動平均法（モーションコントロール事業部門）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～50年

機械及び装置 12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生事業年度に全額費用処理しております。
 - ④ 工事損失引当金 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
 - ⑤ 株主優待引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができ工事について、損失見込額を計上しております。

7. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a)当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社の進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約等取引
ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用してあります。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「支払手数料」は24百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり認識された収益 3,664百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 107,294 百万円

2. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Mayfran International B.V.	517百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司	406百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
椿本鍵条(天津)有限公司	81百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
Mayfran GmbH	52百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
Mayfran Limburg B.V.	2百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
従業員	7百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(2名)
合計	1,066百万円	

3. 関係会社に対する短期金銭債権 21,036 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 17,735 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額).... 5,600百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	41,070 百万円
2. 関係会社からの仕入高	13,992 百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	755 百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	7,329 百万円

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

その要因は、固定資産の減損損失であります。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
兵庫県加東市	研修所	建物等

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

研修所の閉鎖に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上したものです。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	94百万円
土地	29百万円
工具、器具及び備品	0百万円
合計	124百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として事業部または事業所単位にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	1,228,449株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金		3,593 百万円
関係会社出資金評価損		1,096 百万円
賞与引当金		630 百万円
未払事業税		132 百万円
棚卸資産評価損		101 百万円
投資有価証券評価損		329 百万円
その他		828 百万円
繰延税金資産	小計	6,713 百万円
評価性引当額		△1,639 百万円
繰延税金資産	合計	5,073 百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△3,786 百万円
その他有価証券評価差額金		△11,002 百万円
その他		△69 百万円
繰延税金負債	合計	△14,858 百万円
繰延税金資産(負債)の純額		△9,784 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)椿本マシナリー	所有 直接100%	当社製品の販売	資金の借入 (注)	4,419	短期借入金	5,073

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,245円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 281円08銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得および消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議しました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(投資有価証券の売却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議しました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

なお、詳細については、連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、以下に1株当たり情報に及ぼす影響のみ記載します。

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,415円31銭
1株当たり当期純利益	93円69銭
1株当たり年間配当金	53円33銭